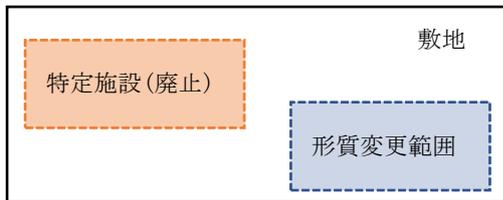


「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」の施行のお知らせ (2019年4月1日より)

主な改正ポイント1～6

1. 一時的免除中の土地における土地の変更時の届出義務の創設 (第3条)

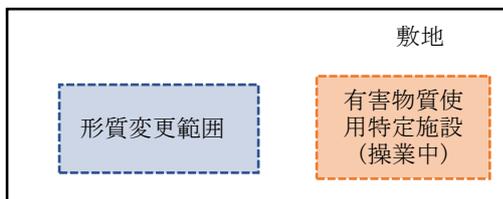
調査が猶予されている土地



廃止した有害物質使用特定施設(調査が猶予されている土地)の所有等は当該土地において土地の形質変更(900m²以上)変えようとする者は、予め都道府県知事に届出なければならない。

2. 操業中の土地における土地の形質変更の届出 (第4条)

有害物質使用特定施設(操業中)



有害物質使用特定施設を有する事業所などの規模要件の変更。現に有害物質使用特定施設が設置されている事業所は、900m²以上の土地の形質変更を行う際に届出が必要となった。(2019年5月31日以降)

<有害物質使用特定施設とは>

水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、特定有害物質をその施設で製造し、使用又は処理するも。

第一種特定有害物質(揮発性有機化合物) クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

第二種特定有害物質(重金属等) カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

第三種特定有害物質(農薬等) シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物



※土壤汚染調査等の参考写真

3. 特定有害物質の見直し

今回の改正では、1,2-ジクロロエチレンについて「シス体」から「シス体とトランス体」の合計に変更になりました。

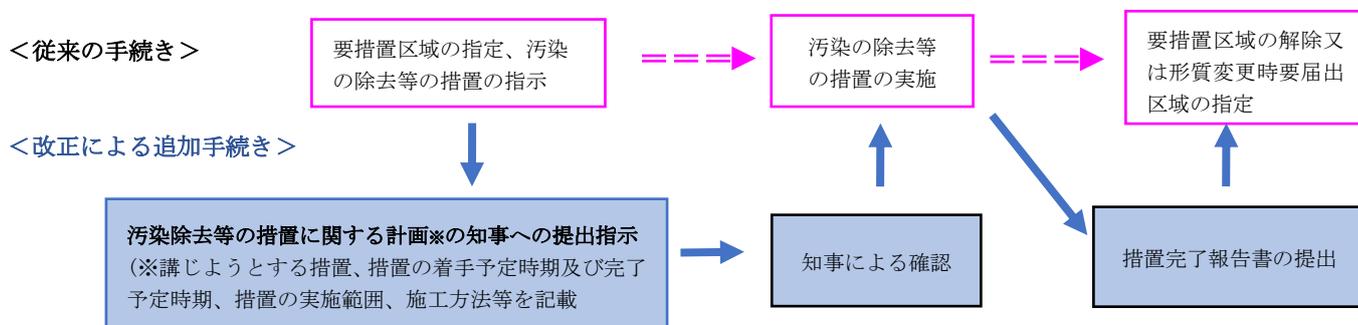
| | 土壌溶出基準(mg/L) | 第二溶出基準(mg/L) | 改正 |
|----------------------------|--------------|--------------|-------------|
| 1,2-ジクロロエチレン(シス体とトランス体の合計) | 0.04 以下 | 0.4 以下 | 2019.4.1 改正 |

(参考) 土壤汚染対策法施行規則(第24条)には、土壤汚染の対策をするにあたって、処置方法を選択する基準として第二溶出基準を定めています。

4. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出(第7条)

改正前：要措置区域における汚染の除去等の措置について、都道府県知事が事前に確認・指導する仕組みが整備されていなかった。

改正後：汚染の除去等の措置内容に関する計画指示を創設。要措置区域の土地所有者は都道府県知事に、汚染除去等の措置内容に関する計画と措置完了報告書を提出することが義務付けられた。また、計画内容が技術的基準に適合しない場合、知事による計画変更命令ができるようになった。



5. リスクに応じた規制の合理化(第12条)

次のA～Cのすべてに当てはまる土地で届出義務が緩和された。

- A：地下水や土地の利用状況から人の健康被害が生じる可能性が無い土地
- B：汚染の原因が自然又は埋め立に用いられた土砂に由来する臨海部の工業専用地域の土地
- C：予め都道府県知事に形質変更の施行及び管理の方針の確認を受けている土地

今回の改正で年1回程度の事後届出で済むこととなった。ただし、人為由来汚染の位置が特定されている土地は含まれない。

6. リスクに応じた規制の合理化(第16条、第18条、第27条の5)

埋立地特例区域と自然由来特定区域で土壌を運搬する際の規制が緩和された。



改正前：自然由来による基準不適合でも搬出先は汚染土壌処理施設に限定されていた。

改正後：埋立地特例区域では、埋立由来土砂を同一港湾内に移動できるようになった。自然由来特例区域では、基準不適合の原因が自然由来等による土壌を同一地層の同一基準不適合土壌がある他の指定区域へも移動させることができるようになった。ただし、その際には都道府県知事へ届け出を行い、汚染の拡散がないことの確認を受ける必要がある。

株式会社 環境科学研究所

<許可・登録>

土壌汚染対策法指定調査機関 北海道知事 2013-1-1
 計量証明事業登録(濃度) 北海道知事 第638号
 測量業登録 第(3)-30146号
 作業環境測定機関登録 北海道労働局第01-20号

〒041-0824 函館市西桔梗町28番地の1
 電話 0138-48-6211 FAX 0138-48-6210
 ホームページ : <http://www.leskk.co.jp>
 E-mail: info@leskk.co.jp 担当 葛岡、山口